

生駒市監査委員告示第3号

生駒市監査委員事務局処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年3月30日

生駒市代表監査委員 藤本 勝美

生駒市監査委員事務局処務規程の一部を改正する告示

生駒市監査委員事務局処務規程（昭和48年3月生駒市監査委員告示第1号）
の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「公文書」を「行政文書」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。